

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人東京理科大学
②設置大学名称	東京理科大学
③担当部署	総務部総務課
④問合せ先	somu@admin.tus.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025年9月10日
⑥点検結果の公表日	2025年9月11日
⑦点検結果の掲載先URL	https://www.tus.ac.jp/about/data/announcement/corporation/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学では、建学の精神等の基本理念及び教育目的を本学 HP、大学案内等を通じて広く明示しています。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各教育組織において、3つの方針（卒業（修了）認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針）を定め、本学 HP、学修簿、履修の手引き等を通じて学生に明示しています。また、自己点検・評価を定期的実施し、その結果を報告書として本学 HP へ公表しています。その評価結果に基づいて、改善事項を挙げ、改善活動の実施を通じ、学生の学修成果の向上と進路実現に資する教育の質的向上に取り組んでいます。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則において、学長が校務に関する最終決定権を有し、所属の職員を統督する役割を定めており、学長の職務についても本学の業務規程により明確化しています。 また、学長の補佐体制として、大学に副学長、各学部等に学部長、教養教育研究院長を配置しています。これらの役職の役割・職務も、学則、副学長規程及び業務規程において明確化しています。その他、教授会の設置、審議事項、学長との関係性についても関係諸規程により定めており、教学組織の意思決定体制が制度的に整備されています。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	本学では、教育に関する重要事項を審議・決定する教育研究会議（議長：学長）へ事務総局長が構成員として参加しており、教員と事務職員が連携して大学運営に関与する体制が整えられています。また、その他の委員会等においても、事務職員が構成員として参画することで、教職協働体制を確保しています。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の能力開発を目的としたスタッフ・ディベロップメント(SD)については、スタッフ・ディベロップメント規程に基づき、年度毎の基本方針と年次計画を策定し、計画的に推進しています。 また、ファカルティ・ディベロップメント(FD)については、FDの全学推進組織として教育DX推進センターを

	設置し、FDの基本方針及び年次計画を策定し、各種研修等を展開しており、これらの取組により、教職員の資質向上を図っています。
--	---

原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	理事会及び学長室が主体となり、法人系及び教学系の各部局等からの意見も聴取した上で、具体的な取組や成果指標等を策定しています。
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	策定した中期計画は、単年度の実施計画として事業計画書及び事業報告書に反映させ、理事会にて審議・報告した上で本学 HP において公開しています。 さらに、中期計画の課題毎に目標と活動指標を設け、各課題の責任者の下、半期に1度程度進捗状況の詳細把握を目的として確認及び実施内容の検証を行っています。これにより、計画の実効性を高め、必要に応じた改善を迅速に行える体制を整えています。

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づき、高度な理工系人材を育成するとともに、社会的需要に応えるため、社会人を対象とした科目等履修生制度や履修証明プログラム、工学部建築学科夜間主社会人コース、学び直しに活用できるさまざまな入試制度を設置するなど、多様な学びの機会を提供しています。 また、社会人教育・リカレント教育拠点である「東京理科大学オープンカレッジ」を運営し、学内外の社会人が生涯学び続ける機会を広く提供しています。
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	教育研究活動の成果を社会に還元するため、様々な施設やプログラムを通じて社会貢献を推進しています。具体的には、オープンカレッジや近代科学資料館の展示、数学体験館やなるほど科学体験館の体験型施設の開放など、地域住民の方や一般市民の方に本学の知的資源を広く共有しています。 また、各キャンパスが所在する地域の特性やニーズに合わせた新規事業の創出に努めるとともに、学生団体と協力しながら地域連携イベントに参加・協力することで、地域との連携を推進しています。

原則 2 - 2 多様性への対応

実施項目 2 - 2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	学生支援機構に設置する学生支援センターを中心に、学生の多様性に配慮するための体制を整備しています。また、学生のキャンパスライフをサポートすることを目的に、各地区に学生相談室を設置することで、学生が相談しやすい環境を提供し、相談に応じています。 教職員に対しては、多様性を尊重した職場環境の整備を進めており、担当部署としてダイバーシティ推進室を設置し、全ての教職員が能力を發揮できるような制度や支援策を推進しています。
実施項目 2 - 2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	性別にかかわらず、寄附行為に定める選任区分に基づき、適した人材を役員、評議員として登用しています。

原則 3 - 1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3 - 1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事職務権限規程により理事長、業務執行理事、非業務執行理事の役割を明確にしています。また、理事の選任に当たっては、評議員会の議決を得ることを必須とし、選任理由や候補者の適格性など、必要な説明を行った上で議決を行う仕組みとしています。これらにより、理事の人材確保における方針の明確化と、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3 - 1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の責務や運営については、理事会運営規則により明確化し、適正に行っています。また、評議員会の運営についても、評議員会運営規則を定め、決議や意見聴取の方法を明確化し、適正に行っています。なお、評議員会との協働体制を確立させるべく、定時評議員会や臨時評議員会の開催の他、必要に応じて説明会等を開催し、課題等への理解を深めていただくこととしています。
実施項目 3 - 1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	毎年、学校法人の適正な運営に資する役員研修を実施しています。 また、外部理事の要望に応じて理事会開催前に事務局から事前説明を行うことで、情報収集のサポートを行っており、理事会後にも適時進捗報告を行うなど、継続的な情報提供体制を整えています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>監事の決定プロセスにおいては、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有すること並びに法令及び寄附行為に適合した者であることを明確に示すとともに、監事による同意、理事会での承認、評議員会での決定について、適切に行っています。また、常勤監事の選定においても評議員会での決議をもって選定することで、透明性を確保しています。</p> <p>会計監査人の選任に関する議案の決定は、監事が定める評価及び選定の基準に基づき、書面審査、面談を経て監事の過半数の合意によって行われています。なお、会計監査人の選任手続に関しては、関係諸規程に基づく会議体への付議等によって透明性を確保しています。</p>
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	<p>監査計画は毎年策定し、計画に基づき監査を実施しています。監事、会計監査人、監査室の三者による三様監査の連携確保のため、情報共有や意見交換の場を定期的に設けています。なお、会計監査人が実施する往査には、監事、監査室が同行するようにし、現場での情報収集と連携を強化しています。</p>
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	<p>監査室による監査結果を含めた情報の提供、学内ネットワークへのアクセス、学外研修（文部科学省、大学監査協会等）への参加等、監事が十分な監査ができるような体制の確保・充実に努めています。</p> <p>また、監事の要望に応じて理事会開催前に事務局から事前説明を行うことで、情報収集のサポートを行っており、理事会後にも適時進捗報告を行うなど、継続的な情報提供体制を整えています。</p>

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>寄附行為の選任区分に基づき、評議員の属性に応じて構成上の人数を明確化しています。また、関係諸規程（寄附行為及び同窓評議員選任委員会規程）に基づき選任することで、選任過程の透明性を確保しています。</p>
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との	<p>評議員会の招集、決議事項、責務については、寄附行為及び評議員会運営規則に定めています。また、理事</p>

協働体制の確立	会との連携を重視し、適切に情報共有しながら、協働と牽制のバランスが取れたガバナンス体制を確立しています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員就任時には、私立学校法や学内諸規程等の関係資料を配付し、評議員会の役割や責務についての説明を実施しています。 さらに、必要に応じて研修や説明会等を開催し、適正な評議員会運営に必要な情報提供等を行い、理解促進に努めています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	大地震発生時の事業継続計画(BCP)を策定し、早期復旧のための体制の整備や大規模災害(地震)の対応マニュアルを定め、訓練等を通じて、適宜、内容の見直しを行っています。なお、地震対応マニュアルは、学生向けには、「地震対応マニュアル【学生向け】」を本学 HP で、教職員向けには「地震対応マニュアル【教職員向け】」を学内ネットワーク内の掲示板で公開しており、対象者に応じた情報提供を行っています。これにより、災害発生時の迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制を構築しています。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「行動憲章」「行動規範」「教職員行動指針」に基づく行動が実践されるよう「コンプライアンス・ハンドブック」を作成し、教職員に周知しています。また、法令違反等の不正行為に対し、「公益通報に関する規程」等を定め、学内及び学外に通報窓口を設置し、通報があった場合には、相談受付から調査、是正措置、再発防止策の実施までを一貫して行う体制を構築しています。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開規程において、情報公開の方法、対象、項目を明確に定めています。これらの規定に基づき、教育・研究・経営に関する情報を適切に公開しています。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	公開する情報について、内容を適宜整理するとともに、必要な場合は、詳細な説明を付しています。特に、財務情報については、法令で定められる資料に加え、別途、計算書類の主要な項目に関する解説資料も公開し、表やグラフを用

	<p>いて分かりやすく示しています。</p> <p>また、本学 HP の情報公表ページについては、毎年度見直しを行い、説明方法や掲載形式の改善に努めています。</p>
--	---

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明